

第23回期 第19回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成31年1月16日(水) 午後3時00分から午後3時30分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員8人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(委員2人・推進委員1人)

委 員	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
推 進 委 員 (中根松)		江田 利光

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の作成に対する決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真
主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第19回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。第19回浅川町農業委員会総会の招集をいたしましたところ新年を迎え15日が過ぎたとは言え正月気分が抜けない中、また、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、前回の総会でお願ひいたしました経営状況に関する調査票の配布並びに回収にご協力をいただきまして重ねてお礼申し上げます。 我々の任期もちょうど半分が過ぎました。その間、委員の皆様とともに活動してきて参りましたが、本年も一致団結し農地パトロールを重点に遊休農地の発生防止や鳥獣害の被害防止に努めていきたいと思っております。また、それには各地区で行われております中山間地の直接支払事業や多面的機能の支払事業等に地元に戻って協力しながら活動をしていきたいと思っておりますので、今年もどうぞよろしくお願ひいたします。 本日の提出議案は2件でございますが、いつものように慎重なる審議をお願いいたします。</p>
会 長	<p>会議の前に欠席の通告がありましたので報告いたします。6番、佐川健二委員および7番、角田一志委員。また、推進委員の江田利光委員から欠席の通告がありました。 本日の農業委員の出席は10名中8名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第19回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中10名です。 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、2番、酒井秀忠委員、3番、鈴木政吉委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。 それでは、日程第3議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について</p>

<p>事務局長</p>	<p>上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第36号農地法第5条①について浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>石塚委員</p>	<p>はい、浅川・滝輪地区担当の推進委員、石塚です。 議案第36号農地法第5条①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人■■■■、■■■■さん、譲受人■■■■、■■■■さん以下記載のとおりです。 15日午前9時より地区副担当の會田委員と酒井委員及び譲受人立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。■■■■の畑875㎡と■■■■、■■■■の併用地にアパート16世帯及び駐車場20台分を建設したいということです。汚水は町公共下水道に接続し、雨水は町道側溝に放流するということです。調査項目であります、一般基準の(1)～(12)について該当する項目がなく、今回の転用については問題ないものとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて事務局より補足説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。 まず、立地基準となる農地の区分につきましては、鉄道の駅、役場等の周囲おおむね300m以内の区域にある公共施設至近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。 次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、アパート敷地であり適当であると思われます。転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は31年8月末までとされており該当しません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p>

<p>会 長</p>	<p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地の宅地はいずれも申請者所有の土地であるため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、アパート敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、アパート建設が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺は宅地化が進み農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は既設の町道側溝に放流する計画となっております。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第36号農地法第5条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第36号、農地法第5条①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第36号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案の審議に入る前に、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条の①については、■■■■、■■■■委員が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(■■■■委員退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より①の説明を求めます。</p>

事務局長	<p>はい、事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の■■■■さんは、ご存じのとおり農業委員で、また認定農業者でもあり、人・農地プランにおいても■■■■地区の担い手として名前があげられています。設定人の■■■■さんは■■■■の方で、■■■■さんはこれまで■■■■の方に作付けしていただいたようですが、高齢であることなどから来年から作付けができないということで、今回地元の担い手である■■■■さんが来年以降の作付けすることで話がまとまり利用権を設定することとなったものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、一つ目、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。二つ目、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。三つ目、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。の三つのいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>続いて、この集積計画①に対して浅川・滝輪地区推進委員の石塚委員の意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい、浅川・滝輪地区担当推進委員の石塚です。</p> <p>事務局からも説明がありましたとおり、今回の利用権の設定を受ける■■■■さんにつきましては農業委員であり、また、町認定農業者でもあります。水稻300a、畑100aを作付けし、和牛の繁殖もされております。■■■■さんの現在の経営状況からみて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のいずれも満たしていると思われ、今回の集積計画は問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、■■■■委員に対する議事参与制限を解除します。</p>

	(委員着席)
会 長	委員に報告します。議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条①については、計画のとおり決定されました。
	はい、ありがとうございました。
会 長	次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。
会 長	なければ事務局より連絡事項お願いします。
事務局長	<p>はい、では次回の総会日程について申し上げます。2月19日火曜日午後1時半を予定しております。総会終了後に第4回の関係団体等との連携会議を開催いたします。午後3時を予定しております。</p> <p>それから、以前連絡をしておりました2月13日、水曜日に郡山市のビッグパレットふくしまで開催されます後期農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会ですが、10時45分に旧専売公社跡地にご集合いただきまして、昼食の後、研修ということになります。都合により欠席される方につきましては、本日中に事務局までご連絡ください。</p> <p>それから、先月の忘年会の会計報告をお配りしております。残金については、会費通帳に入金させていただいております。また、昨日ありました、 の葬儀にかかる会計報告もお配りしております。</p> <p>本日夕方6時より新年会を開催いたします。会費5千円につきましては総会終了後、徴収したいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
木谷主査	<p>続きまして私の方から、総会前に確認しました配布資料のうち利用意向調査未提出者一覧についてご説明申し上げます。</p> <p>一覧にありますとおり現在34名の方が未提出となっております。回答期限は今月末となっておりますが、お忘れの方等もいらっしゃるかと思いますので、地元の地区の方につきましては回収にご協力をお願いいたします。委員の方から声をかけていただき、代わりに調査票を預かり事務局に提出いただく形でも大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それから、本日は先月お配りいたしました農業経営状況等に関する調査についてご提出いただきまして誠にありがとうございました。後ほど確認したいと思っておりますが、中に回収漏れの方等がありましたら委員の方にご相談申し上げたいと思いますので、その際には調査票の回収に再度ご協力をお願いいたします。私の方からは以上です。</p>
会 長	事務局より連絡事項等の報告がありましたが、その他委員の皆様から何でも結構ですのでありましたらお願いします。

会 長	ないようなので、それでは以上を持ちまして第19回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)